◎国立国会図書館法等の一部を改正する法律

(令和四年六月一日法律第五七号)(衆)

一、提案理由(令和四年五月一七日・衆議院本会議)

○山口俊一君 ただいま議題となりました国立国会図書館法等の一部を改正する法律案 につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の設立に伴い、国立 国会図書館への出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人がインターネット等を通じて発信する図書又は逐次刊行物に相当するオンライン資料のうち、有償で 公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものに ついても、国立国会図書館への提供義務を課そうとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。 何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(令和四年五月二五日)

○福岡資麿君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の設立に伴い、国立 国会図書館への出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人がインターネット等を通じて発信する図書又は逐次刊行物に相当するオンライン資料のうち、有償で 公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものに ついても、国立国会図書館への提供義務を課そうとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。